

加東市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会 設置要領

(目的)

第1条 この要領は、加東市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置することにより、加東市議会が、加東市新型コロナウイルス感染症対策本部等（以下、「市対策本部」という。）と連携して、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の感染拡大防止に向けて、適切かつ迅速な対応を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 議長及び副議長
- (2) 議会運営委員会の委員長及び副委員長
- (3) 常任委員会の委員長及び副委員長

2 議長は、協議会を代表し、その事務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、議長が招集する。

2 議長は、必要に応じて、協議会の構成員以外の議員の出席を求めることができる。

3 議長は、協議会を開いたときは、その要旨を記録するように努めるものとする。

4 協議会の庶務は、加東市議会事務局において処理する。

(任務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の体調確認に関すること。
- (2) 議員から感染症に係る情報を収集・整理し、市対策本部に情報提供を行うこと。
- (3) 市対策本部から感染症に係る情報を収集し、議員に情報提供を行うこと。
- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年5月15日から施行する。